



労働基準および事業部門

このフォームでは、調査中および調査の後、起こることについて説明します。

以下を目的として、労働基準監督署が雇用主を訪問します：

- 苦情を調査するため
- 雇用主が法律と規制を順守しているか確認するため
- 重要な情報を提供するため

労働基準監督署はニューヨーク州のほぼすべての労働者を保護する法律を執行します。こうした法律は以下を対象としています。

- 最低賃金および残業代の支払い
- 賃金および賃金補填の支払い（付加給付）
- 休日と食事期間の要求事項
- 農作業規則
- 児童労働規制
- 衣料業界の労働者の待遇

最初の訪問中、労働基準監督官は以下を行います。

- 自己紹介と証明書の提示（名刺またはバッジ）
- つねにプロフェッショナルらしく、礼儀正しく振る舞う
- 予約なしで訪問する。法律では、事前の連絡なしに訪問し、労働者が働いている場所に入って調査することが許可されています
- 訪問理由を明かさない（苦情は極秘）
- 内密に従業員と面接をする
- 拠点の記録を確認する
- 書面により記録をさらに要求し、必要に応じてさらなる訪問の予定を入れる
- 必要に応じて通訳サービスを申し出て提供する

調査が円滑に行われるように、雇用主は以下を行う必要があります。

- 全期間にわたって調査官に協力する
- 調査、従業員との面接、記録の確認が円滑に行われるようにする
- 個別の従業員との面接に干渉しない
- 間違いを隠そうとしたり偽造書類を作成しない
- 個別の弁護士を雇うことで、労働基準監督署による職場敷地、従業員、企業オーナー/管理者または支払い記録への介入が制限されることはないことを理解する
- 苦情を言った、苦情を言った疑いがある、調査に協力した、調査官と話した従業員に対してネガティブな措置を取らない

労働基準執行過程の手順

- 1) **調査** - 調査官は、敷地を調査し、雇用主と従業員と面接し、帳簿や記録を確認し、必要に応じて再度訪問します。
- 2) **調査結果** - 違反通知および支払うべき賃金額、および/または発見された違反について説明した文書が雇用主に対して送付される場合があります。この文書には、確認された証拠、行われた決定、違反の是正方法、次にすべきことが記載されています。
- 3) **解決** - 雇用主には、通知と調査結果を調査官と確認して解決方法について話し合う機会があります。雇用主が同意しない、または理解しない場合、上級調査官に相談もできます。
- 4) **事例協議** - 雇用主は、未解決の問題を解決するための地域会議、または調停に似た非公式な措置である法令順守協議に出席するよう求められる場合があります。
- 5) **管轄官庁による聴聞** - 雇用主が順守しない、補償をしない、または調査結果に同意しない場合、労働基準監督署は指示に従う命令（指令）を出し、利子と罰金が科される場合があります。命令により、支払いまたは**Industrial Board of Appeals**（産業上訴委員会）（**IBA**）へ異議申し立てを行うために**60**日間の猶予が与えられます。**IBA**は、命令の公平な審査を行います。
- 6) **民事訴訟および刑事訴訟** - 期限内に命令に対する訴えがなく、雇用主が支払いを行わない場合、労働基準監督署は未払い金の民事判決としての命令を実行します。
- 7) **刑事訴訟** - 軽犯罪に対する刑事訴追の照会は、影響のある当事者に支払われるべき金額ではなく、労働法違反に対するものです。